

赤磐市国民健康保険特定健康診査受診率向上業務に係る仕様書

1. 業務名

赤磐市国民健康保険特定健康診査受診率向上業務

2. 目的

赤磐市では、第3期データヘルス計画において、国民健康保険被保険者特定健康診査受診率の最終年度目標を60.0%としている。令和7年度の目標は40.0%であることから、未受診者のデータ分析を行い、効果的な受診勧奨を行うことにより、受診率を向上させ、被保険者の健康の保持増進を図ることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 業務体制

受託者は本業務の遂行にあたっては、責任者及び担当者を置き、市の指示に迅速に対応できる業務体制を組むものとする。また、責任者或いは担当者は、特定健康診査受診率向上業務に係る業務に従事した経験を有する者とする。

5. 業務内容

市は受託者に対して、次の事業に係る業務を委託する。

- (1) データ分析業務
- (2) 勧奨対象者への受診勧奨
- (3) その他特定健康診査受診率の向上に向けた業務
- (4) 勧奨結果のデータ化及び分析、集計作業、報告業務

6. 業務の実施方法

- (1) データ分析業務

受託者は市の提供するデータ等について、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

- ① 受診勧奨すべき対象者の特定業務

受託者は、特定健康診査対象者の年齢、受診履歴及び健康状態等をデータ分析した上でグループ設定し、受診勧奨すべき対象者を特定する。

- ② 受診勧奨対象者の決定業務

受託者は、①で特定した対象者をもとに、通知勧奨の対象人数に合わせて、受診勧奨すべき対象者を特定し、その対象者が属するグループに適した受診勧奨メッセージを作成する。各グループの特性及び人数等について市と協議の上、受診勧奨対象者を最終決定し、受診勧奨対象者一覧表を市に提出する。

- (2) 勧奨対象者への受診勧奨

(1) のデータ分析をもとに、効率的かつ効果的な勧奨を行う。

① 対象人数

受診対象者数 約 6, 0 0 0 人

市と協議のうえ、受診対象者のうち、勧奨効果が高いと思われる者を通知対象者として決定する。

② 通知物の印刷・発送

通知は3回以上行うこととし、1回目と2回目は各5, 0 0 0通程度、3回目は2, 5 0 0通程度発送すること。なお、令和7年度特定健康診査の受診につなげられる時期に実施することとする。具体的な日程や通数は市と協議の上決定する。通知物の印刷（宛先印刷含む）、通知物の形状により必要となる封入・封緘、発送は、受託者が実施する。また、郵送料も受託者の負担とする。

③ 通知物の内容

通知物（受診勧奨用資材）については、データ分析業務により分類したグループごとに、その特性に応じた個別具体的に訴求力のある内容にすること。通知物については、ナッジ理論を踏まえ、勧奨対象者の特性に合わせた効果的な内容とすること。

(3) その他特定健康診査受診率の向上に向けた業務

① 受診率向上コンサルティング業務

特定健康診査受診率向上のために、受託者は厚生労働省が公開している受診率向上施策ハンドブック等を踏まえて市の特定健康診査環境全体を俯瞰したコンサルティングを実施することにより、市が行う特定健康診査環境全体の課題抽出および課題解決に向けた支援をすること。

(4) 勧奨結果のデータ化及び分析、集計作業、報告業務

受託者は委託期間中、以下の業務を行う。

① 期中報告業務

9月末までに、7. 提供可能なデータに基づき、令和7年度受診勧奨事業実施による受診率の変化等（全体受診率・過去経験者受診率・過去未経験者受診率）について効果検証を実施し、その結果を市に対し報告を行うとともに、効果検証を踏まえた令和7年度10月以降の受診勧奨計画の再提案を行い市の承認を得ること。報告に当たって必要なデータは、市から受託者へ直接提供する。

② 年度末報告業務

委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等（全体受診率・過去経験者受診率・過去未経験者受診率）について効果検証を実施し、その結果を市に対し報告を行う。報告に当たって必要なデータは、市から受託者へ直接提供する。報告書は30ページ以上で作成することとし、本効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、市に提案を行うこと。

③ 必要とされる業務

市の取り組み状況に応じて必要と考えられる事業を提案し、市との同意のもとに実施する。この契約内容に定めのない事業の実施を検討する場合は、市及び受託者の協議にて単価等を設定し実施する。

7. 提供可能なデータ

市が受託者に提供可能なデータは下記のとおりとする。

- ア 特定健康診査受診歴データ（FKAC167/過去5年分）
- イ 特定健康診査対象者データ（FKAC161/過去3年分）
- ウ 被保険者情報データ（KDB 帳票：被保険者管理台帳）
- エ 印刷・発送関連データ（宛名印字用データ）
- オ 資材作成用データ（特定健康診査情報データ、市章データ）

このほかに必要なデータについては、協議のうえ提供する。なお、データ提供は、市から受託者へ原則 LGWAN を通じて行うものとするため、LGWAN によるデータ授受環境は受託者負担にて構築すること。なお、やむを得ない事情等により LGWAN の運用ができない場合は、追跡可能な配送サービス（レターパックプラス、書留、特定記録郵便、ゆうパック等）またはセキュリティの担保されたファイル共有サービスの利用により市と受託者におけるデータの授受を行う。

8. 成果品の帰属

委託業務により生じた成果品（通知物のデザイン等を含むがこれに限らない。）に対する知的財産権は、受託者に帰属するものとする。ただし、市は、本契約の期間中、受託者との協議のうえ、受託者の定める条件に従って当該成果品を無償で 사용할 ことができる。市は、成果品が著作物に該当するしないにかかわらず、成果品を改変、公表等するにあたっては、事前に受託者の承諾を得るものとする。

9. 作業の進捗状況報告

受託者は、業務スケジュールを市と協議して定めるとともに進捗管理を行い、進捗報告を行うものとし、委託期間において、適宜中間成果物の提供を求められた場合は、市の指示に従うものとする。

10. 再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、一部でかつ、主要な部分を除き、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

11. 情報の保護

- (1) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない（資料の転写・複写・転載・閲覧及び貸出を含む。）。

- (2) 受託者は、本業務に関するデータの管理において、漏洩、滅失、棄損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じること。その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (3) 受託者は、この契約による業務を処理するために市から引き渡された個人情報（受託者が自ら収集した個人情報を除く。）が記録された資料または媒体等を、この契約の有効期間終了後6ヶ月以内に廃棄（第三者へ廃棄を委託する場合を含む。）する。ただし、受託者は、市からの追加業務への対応等のために必要と判断した場合、当該期間経過後も必要かつ合理的な期間、当該資料または媒体等を保持する。この場合であっても、市が廃棄を指示した場合、受託者は直ちに当該資料または媒体等を廃棄する。

1 2. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、赤磐市個人情報保護条例（平成17年赤磐市条例第9号）を遵守し、適切な管理に努めなければならない。

また、機密情報として扱い、目的外利用、第三者への提供、漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理に必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

1 3. その他

- (1) 契約後、本仕様に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて市及び受託者が協議して定めるものとする。
- (2) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、市及び受託者が協議して定めるものとする。
- (3) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器の準備、運搬等にかかる費用については全て受託者の負担とする。